

「第31回がん検診のあり方に関する検討会」議題(1)に対する主な意見について

No.	資料1 該当部分 (頁)	該当部分(原文)	いただいたご意見または修正案	事務局の対応
1	P2、2-1(1) 現状と課題 2つめの○	一方、がん検診の不利益は、偽陰性、偽陽性(また、その判定結果を受けて不安を生じることや、結果として不必要な精密検査を受ける場合があること。)、過剰診断、偶発症等があり、それぞれ受診者が受ける可能性のある不利益の重みも異なる。	一方、がん検診の不利益は、偽陰性、偽陽性(また、その判定結果を受けて不安を生じることや、結果として不必要な精密検査を受ける場合があること。)、過剰診断、偶発症等があり、それぞれ受診者が受ける可能性のある不利益の重みも異なる。	削除することで、注釈との誤解を招く恐れがあるため、原文のままとしております。
2	P2、2-1(1) 現状と課題 3つめの○	このように、がん検診には、不利益が一定程度存在することから、検診を受ける利益が不利益を上回るといふ科学的な根拠がある検査を実施することががん検診の基本であり、市町村は、これらの利益・不利益双方のバランスを考慮した上で、自らの地域で実施する検診を検討することが重要である。	(下線部分について)中間整理や指針などで、利益・不利益の表現を使うときには、その都度、不利益(デメリット)は「中止」を意味するものではない旨を明記してはどうか。	趣旨を踏まえ、該当部分の修正を行いました。
3	P2、2-1(1) 現状と課題 4つめの○	また、がん検診の受診対象者(以下、対象者という。)自身も、これらの利益・不利益を考慮した上で、がん検診の受診を検討することが望ましいが、近年、がん検診の不利益(偽陰性や偽陽性、偶発症等)について、個人が閲覧する書面や口頭等により全ての受診者に説明している市町村の割合は、約6割となっている。	また、がん検診の受診対象者(以下、対象者という。)自身も、これらの利益・不利益を考慮した上で、がん検診の受診を検討することが望ましいが、近年、がん検診の不利益(偽陰性や偽陽性、偶発症等)について、個人が閲覧する書面や口頭等により全ての受診者に説明している市町村の割合は、約6割となっているが、 受診者の理解度を確保する調査は不十分である。また、市町村や検診実施機関の関係者への対応も十分とは言えない。	趣旨を踏まえ、該当部分の修正を行いました。
4	P2、2-1(1) 今後の方向性 1つめの○	国は、市町村及び検診実施機関が、がん検診を実施する際に、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うことの重要性について、周知すべきである。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、伝え方に留意が必要であることについても、併せて周知する必要がある。	国は、市町村及び検診実施機関が、がん検診を実施する際に、 市町村、検診実施機関及び 対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うことの重要性について、周知すべきである。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、伝え方に留意が必要であることについても、併せて周知する必要がある。	趣旨を踏まえ、該当部分の修正を行いました。

1

No.	資料1 該当部分 (頁)	該当部分(原文)	いただいたご意見または修正案	事務局の対応
5	P3、2-1(1) 今後の方向性 2つめの○	国は、対象者に対するがん検診の利益・不利益に関する説明を市町村等が円滑に行えるよう、これまでの対象者向け資料の活用や見直し及び保健・医療関係者等が活用可能な教材等の開発について検討するべきである。また、これらの資料については、職種におけるがん検診においても活用出来るような工夫を検討する必要がある。	国は、 市町村、検診実施機関及び 対象者に対するがん検診の利益・不利益に関する説明を 都道府県及び 市町村等が円滑に行えるよう、これまでの 対象者向け 資料の 活用 や見直し及び保健・医療関係者等が活用可能な教材等の開発について検討するべきである。また、これらの資料については、職種におけるがん検診においても活用出来るような工夫を検討する必要がある。	趣旨を踏まえ、該当部分の修正を行いました。
6	P3、2-1(2) 現状と課題 2つめの○	指針に定めるがん検診の種類・検査方法を適時適切に見直ししていくためにも、ガイドラインは最新の研究成果が逐次反映・更新されることが求められている。	指針に定めるがん検診の種類・検査方法を適時適切に見直ししていくためにも、ガイドラインは最新の研究成果が逐次反映・更新されることが求められている。 しかし、これらのガイドラインのうち、最新の研究成果をタイムリーに更新できていないものもある。	趣旨を踏まえ、該当部分の修正を行いました。
7	P5、2-1(2) 今後の方向性 4つめの○	(記載なし)	国は、指針に定められていない検査方法が多数の市町村で実施されている場合、不利益の実態について把握すべきである。	検討会において、その方策等を含めて議論がなされた内容ではないため、記載しておりません。
8	P6、2-1(2) 今後の方向性 5つめの○	これらの取組を踏まえつつ、市町村は科学的根拠に基づいたがん検診の実施に努め、都道府県は必要な指導・助言等を行うよう努めるべきである。	これらの取組を踏まえつつ、市町村は科学的根拠に基づいたがん検診の 受診率が十分ではない現状を考慮して、その実施に努め、指針に定められていないがん検診の実施との優先順位付けを進めるように、 都道府県は必要な指導・助言等を行うよう努めるべきである。	趣旨を踏まえ、該当部分の修正を行いました。
9	P6、2-1(3) 現状と課題 4つめの○	また、我が国では高齢化が進展しているが、一般的に、高齢者については、加齢とともに介護が必要な状態になる等の様々な健康問題を抱える傾向があるため、これらも考慮した対応を考えていく必要がある。	また、我が国では高齢化が進展しているが、一般的に、高齢者については、加齢とともに 様々な合併症を抱え、介護が必要な状態になる等の様々な健康問題を抱える傾向があるため、これらもを 考慮した 総合的な 対応を考えていく必要がある。	修正を行いました。

2

No.	資料1 該当部分 (頁)	該当部分(原文)	いただいたご意見または修正案	事務局の対応
10	P6、2－1(3) 今後の方向性 1つめの○	国は、指針に定めるがん検診の対象者について、引き続き、最新の科学的根拠や、がんの罹患率・死亡率の変化等を踏まえた検討会の議論を踏まえて、必要な見直しを行うべきである。	国は、指針に定めるがん検診の対象者について、引き続き、最新の科学的根拠や、がんの罹患率・死亡率の変化等を踏まえたに 基づく 検討会での議論を踏まえて、必要な見直しを行うべきである。	修正を行いました。
11	P7、2－1(3) 今後の方向性 3つめの○	なお、対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者についても、これまでどおり受診が可能であることには十分留意する必要があることや、特に高齢者については、かかりつけ医が関与する等、必要な保健・福祉サービスを総合的に考慮しながら、がん検診の必要性・優先順位について検討する必要がある旨を周知することも重要である。	なお、対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者についても、 これまでどおり 受診が可能であることには十分留意する必要があることや、特に高齢者については、かかりつけ医が関与する等、必要な保健・福祉サービスを総合的に考慮しながら、がん検診の必要性・他の健康問題との優先順位について検討する必要がある旨を周知することも重要である。	前段の御指摘についてはいただいたとおり修正を行いました。後段の御指摘については、必要な保健・福祉サービスに内包されると考えましたので、原文のままとしています。
12	P7、2－1(4) 現状と課題 4つめの○	また、当該「リスク」という用語については、有病率や累積罹患率等の複数の意味で使用される可能性があることに鑑み、今後、概念整理を行っていく必要がある。	また、当該「リスク」という用語については、「 危険性 」以外に、有病率や累積罹患率等の複数の意味で使用される可能性があることに鑑み、今後、概念整理を行っていく必要がある。	趣旨を踏まえ、該当部分の修正を行いました。
13	P7、2－1(4) 現状と課題 5つめの○	対象者のリスクに応じたがん検診を実施することによって、層別化された集団毎に利益・不利益のバランスのとれた検診を提供することができる可能性があると考えられる。具体的には、低リスクの対象者には、受診間隔を延長すること等により受診にかかる負担という不利益を減らすことができ、高リスクの対象者は、低リスクの者と比較すると相対的にがんが見つかる可能性が高いと考えられるため、ある程度は受診間隔を短縮しても、検診の利益・不利益バランスが保たれる可能性も考えられる。	対象者のリスクに応じたがん検診を実施することによって、層別化された集団毎に利益・不利益のバランスのとれた検診を提供することができる可能性があると考えられる。具体的には、低リスクの対象者には、受診間隔を延長すること等により受診にかかる負担という不利益を減らすことができ、高リスクの対象者は、 低リスクの者と比較すると相対的にがんが見つかる可能性が高いと考えられるため、ある程度は 受診間隔を短縮しても、検診の利益・不利益バランスが保たれる可能性も考えられる。	修正を行いました。

3

No.	資料1 該当部分 (頁)	該当部分(原文)	いただいたご意見または修正案	事務局の対応
14	P8、2－1(4) 今後の方向性 1つめの○	国は、がん検診における「リスク」という用語の概念整理に加え、リスクに応じたがん検診を実施することが、受診行動の変化を含め、対象者や受診間隔の適正化等の利益や、偽陰性の増加等の不利益を生むか等について、科学的根拠の集積を行っていく必要がある。	国は、がん検診における「リスク」という用語の概念整理に加え、リスクに応じたがん検診を実施することが、受診行動の変化を含め、対象者や受診間隔の適正化等 の による利益や、偽陰性の増加等の不利益を生むか等について、科学的根拠の集積を行っていく必要がある。	修正を行いました。
15	P8、2－1(4) 今後の方向性 2つめの○	また、対象者のリスクに応じたがん検診を実施する場合、国は、市町村において当該検診が実施・運用可能な環境であることに関する検討も必要がある。	また、対象者のリスクに応じたがん検診を実施する場合、国は、市町村において当該検診が 適切な精度管理のもと に実施・運用可能な環境であることに関する検討も必要がある。	修正を行いました。
16	P8、2－1(4) 今後の方向性 3つめの○	国は、層別化すべきリスク因子の科学的根拠について、現在実施されている研究を含め、引き続き収集に努めていく必要がある。また、層別化すべきリスク因子の判断基準を確立していくことが必要であり、例えば、当該因子に基づくリスクの差を、年齢区分ごとのリスクの差と比較することや、リスク層別化を行った場合の、実際のがん検診としての効果の大きさ等の妥当性について検討していくことが必要と考えられる。	国は、層別化すべきリスク因子の科学的根拠について、現在実施されている研究を含め、引き続き収集に努めていく必要がある。また、層別化すべきリスク因子の判断基準を確立していくことが必要であり、例えば、当該因子に基づくリスクの差を、年齢区分ごとのリスクの差と比較することや、リスク層別化を行った場合の、 実際のがん検診としての 効果の大きさ等の妥当性について検討していくことが必要と考えられる。	趣旨を踏まえ、該当部分の修正を行いました。
17	P9、2－2(1) 現状と課題 3つめの○	我が国が同様の取組を精緻に行っていくには、そのための科学的根拠の整理が必要であるものの、利益・不利益バランスに照らし、特に受診を推奨する者の 範囲 を示してはどうかという指摘もある。	我が国が同様の取組を精緻に行っていくには、そのための科学的根拠の整理が必要であるものの、利益・不利益バランスに照らし、特に受診を推奨する者の 範囲 を示してはどうかという指摘もある。	修正を行いました。

4

No.	資料1 該当部分 (頁)	該当部分(原文)	いただいたご意見または修正案	事務局の対応
18	P9、2－ 2(1) 今後の方向性 3つめの ○	がん検診としての実施効果を高めていく観点から、これまで国の予算事業で行われていた取組等を踏まえ、検討会としてがん検診の受診を特に推奨すべきと考える者について、以下のとおり提示する。なお、対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者についても、これまでどおり受診が可能であることには十分留意する必要がある。	この部分は特に上限以上の年齢の人を意識したものであるが、受診者の立場に立ってみると、特に受診を推奨する者としてにより、下限以下の人を受診してくる可能性があるのではないかと。下限の扱いはこれまで通り、自治体が規定できるようにする、という方向性でよい。例えば、肺がんの場合、40歳未満は認めないが、70歳以上の人には来たら対応するなど、案内はしないもの。来てしまったらどうするのか、についての対応に記述は不要か。	対象者のうち、受診を特に推奨する者を示していますので、がん検診の対象となる年齢に変更はございません。
19	P11、2－ 2(2) 今後の方向性 3つめの ○	市町村等ががん検診の事業評価を行うための参考となるべくして作成された「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(平成20年3月、がん検診事業の評価に関する委員会報告書)については、作成から10年以上が経過していることから、国は、必要な見直しを検討するべきである。	市町村等ががん検診の事業評価を行うための参考となるべくして作成された「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(平成20年3月、がん検診事業の評価に関する委員会報告書)については、作成から10年以上が経過していることから、国は、 がん検診の精度管理について に必要な見直しを検討するべきである。	修正を行いました。
20	P11、2－ 2(3) 現状と課題 4つめの ○	女性のがん検診について、ライフステージに応じたアプローチやアピールポイントへの訴求の観点から女性に多いがんに焦点を絞ったヒアリングを実施した結果、 ・ 世代を問わず、検査に伴う痛みや、精神的な不安、羞恥心等に配慮した実施体制の構築に努めることが重要 ・ 若年世代においては、若年であることとがんの罹患が無関係でないことや、将来の妊孕性といった観点を含めた普及・啓発を行うことが重要 ・ 就労世代においては、働きながらもがん検診を受けやすくするため、夕方や祝休日等に検診を実施する等の工夫を検討することや、その周知を行うこと等の工夫を講ずることが、有効な方策である可能性がある 等の意見が挙がっている。	女性のがん検診について、ライフステージに応じたアプローチやアピールポイントへの訴求の観点から女性に多いがんに焦点を絞ったヒアリングを実施した結果、 ・ 世代を問わず、検査に伴う痛みや、精神的な不安、羞恥心等に配慮した実施体制の構築に努めることが重要 ・ 若年世代においては、若年であることとがんの罹患が無関係でないことや、将来の妊孕性といった観点を含めた普及・啓発を行うことが重要 ・ 就労世代においては、 将来的には勤務時間中 にがん検診を受けられる体制整備が必要であるが、働きながらもがん検診を受けやすくするため、夕方や祝休日等に検診を実施する等の工夫を検討することや、その周知を行うこと等の工夫を講ずることが、有効な方策である可能性がある ・ 経済的理由でがん検診を受けられない人を減らさなければならない 等の意見が挙がっている。	ヒアリングを行った中での意見を記載しておりますので、原文のままとしております。

5

No.	資料1 該当部分 (頁)	該当部分(原文)	いただいたご意見または修正案	事務局の対応
21	P12、2－ 2(3) 今後の方向性 4つめの ○	国は、女性のがん検診受診率の向上のために、世代ごとに適したアプローチやアピールの工夫の検討や、女性にとってがん検診を受けにくいと感じる様々なバリアやハードルを減らしていくための効果的な方策や環境整備について、検討を行うべきである。	国は、女性のがん検診受診率の向上のために、 勤務時間中 にがん検診を受けられる体制づくり、世代ごとに適したアプローチやアピールの工夫の検討や、女性にとってがん検診を受けにくいと感じる様々なバリアやハードルを減らしていくための効果的な方策や環境整備について、検討を行うべきである。	趣旨を踏まえ、該当部分の修正を行いました。
22	P13、2－ 3[A] 今後の方向性 1つめの ○	新たな検査項目の指針への導入を検討する際に疫学的な背景から求める要件は、「当該がん種に罹患する人が多いこと」、「当該がん種が死亡の重大な原因であること」の両方又はいずれか一方を満たすこととすることが適切である。	新たな検査項目の指針への導入を検討する際に疫学的な背景から求める要件は、「 当該がん種に罹患する人が多いこと 」、「 当該がん種が死亡の重大な原因であること 」の 両方又はいずれか一方 を満たすこととすることが適切である。	意見の整理については別紙に記載しております。
23	同上	同上	「死亡の重大な原因である」は死亡全体に占める割合が多い、という意味でよい。罹患数が少なくても、生存率が低い予後が非常に悪いがんは含まないことが前提であることがこの部分から読み取ればよいと考えられる。読み取れない場合に、この定義であれば、数が少なくても生存率が低ければ検診の対象になってしまう、という懸念があり、念のため。 ※別添2についても同旨。	
24	P15、3 現状と課題 1つめの ○	職域におけるがん検診は、明確な法的根拠に基づき実施されているものではなく、保険者や事業主による被保険者及び被扶養者又は従業員に対する福利厚生として実施されてきた経緯があるものの、職域におけるがん検診についても有効性・安全性の確認された科学的根拠に基づく検診が実施されることが望ましい。	職域におけるがん検診は、明確な法的根拠に基づき実施されているものではなく、保険者や事業主による被保険者及び被扶養者又は従業員に対する福利厚生として実施されてきた経緯があるものの、 中年期の国民に対するがん検診の主たる提供元となっていることから 、職域におけるがん検診についても有効性・安全性の確認された科学的根拠に基づく検診が実施されることが望ましい。	職域で受診される方が中年期が中心であることは自明のため、原文のままとしております。

6

【No. 22、23に係る意見の整理】

<これまでの議論>

○ 第 27 回がん検診のあり方に関する検討会（以下、検討会という。）

新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について

A) 疫学的な背景について

I. がんになる人が多く、また死亡の重大な原因であること

（検討会での主なご意見）

- ・ 「また」というのはアンドという意味で、罹患者数が多く、かつ死亡が多いという意味合いではないか。ただし、がんによっては罹患率・死亡率が変化しているものもあり、死亡率だけが低い場合について、アンド・オアという考え方もあるのではないか。
- ・ 頻度が低いが、罹患した場合の死亡率は高いというものを考えていく場合、アンド・オアのほうがいいのではないか。
- ・ アンド・オアの方が相応しいと思うが、仮にここが元の表記のままであったとしても、これだけが全てを決めるわけではなく、他の条件の中で適切であるかは検討されるわけなので、ここに関しては網羅的な言い方で問題ないのではないか。
- ・ 第 2 期がん対策推進基本計画までは 75 歳未満の死亡を避けることとなっており、インマチュアデスが多い重大ながんについては、がん検診を行うとすべきではないか。

○ 第 29、30 回検討会 骨子（案）

（今後の方向性）そのがんになる人が多く、死亡の重大な原因であることについて、その両方又はいずれかを満たすこと

（検討会での主なご意見） なし

○ 第 31 回検討会 議論の中間整理（案）（令和 2 年 3 月 4 日時点）

（今後の方向性）新たな検査項目の指針への導入を検討する際に疫学的な背景から求める要件は、「当該がん種に罹患する人が多いこと」、「当該がん種が死亡の重大な原因であること」の両方又はいずれか一方を満たすこととすることが適切である

（いただいたご意見）

- ・ がん検診を行っても罹患は減少しない。がん死亡を減少させるのが目的であり、罹患が多くても、「当該がん種が死亡の重大な原因」でなければ、がん検診のターゲットにはならないのではないか。
- ・ 罹患は削除し、死亡だけにした方がよいのではないか。

<事務局修正案>

（今後の方向性）新たな検査項目の指針への導入を検討する際に疫学的な背景から求める要件は、「当該がん種が死亡の重大な原因であること」が重要であり、また「当該がん種に罹患する人が多いこと」が加味されることとする。

※ 修正理由

- ・ 検討会でのアンド・オアが良いのではないか、網羅的な言い方で良いのではないか等のご意見を踏まえ、原案としては「両方またいずれか一方」と記載していたところ
- ・ 改めて検討会でのご意見や、上記いただいた意見を踏まえると、「死亡が重大な原因であること」が重要であることを踏まえる必要があると考えられた

<最終案>

（今後の方向性）新たな検査項目の指針への導入を検討する際に疫学的な背景から求める要件は、「当該がん種が死亡の重大な原因であること」が重要であり、これに加えて「当該がん種に罹患する人が多いこと」も考慮することとする。